

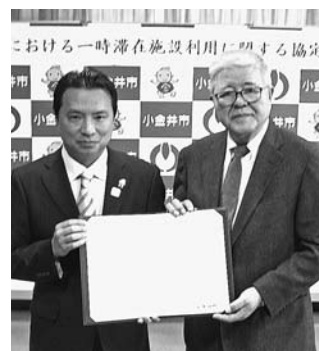
◆◆各種審議会等の開催日程◆◆

※保育あり（要事前申込）

名称	とき	ところ	内容	問合せ先
土地開発公社評議員会	5月16日（火） 14：00～	市役所本庁舎3階 第一会議室	平成28年度事業報告および 財務諸表について	土地開発公社事務局 ☎042-387-9851
公立保育園運営協議会 （※）	5月20日（土） 15：30～	市役所第二庁舎8 階801会議室	公立保育園の現状確認と保 護者が求める事業について	保育課保育係 ☎042-387-9846
介護保険運営協議会計画 策定に関する専門委員会	5月22日（月） 13：30～	商工会館2階大会 議室	計画策定について	介護福祉課介護保険係 ☎042-387-9822
食育推進会議	5月22日（月） 14：00～	保健センター1階 大会議室	食育推進計画について ほか	健康課健康係 ☎042-321-1240
行財政改革市民会議	5月24日（水） 18：00～	市役所本庁舎3階 第一会議室	行財政改革の推進について	企画政策課企画政策係 ☎042-387-9826
公民館運営審議会	5月25日（木） 10：00～	市役所第二庁舎8 階801会議室	公民館事業について ほか	公民館本館 ☎042-383-1184
市民参加推進会議	5月25日（木） 19：00～	前原暫定集会施設 2階B会議室	市民参加条例の運用状況等 について	企画政策課企画政策係 ☎042-387-9800
認知症施策事業推進委員 会	5月25日（木） 19：00～	前原暫定集会施設 2階C会議室	認知症施策の検討 ほか	介護福祉課包括支援係 ☎042-387-9845
市民健康づくり審議会	5月26日（金） 19：30～	市民会館・萌え木 ホールA会議室	健康増進計画について ほか	健康課健康係 ☎042-321-1240
清掃関連施設整備基本計 画検討会議	6月7日（水） 18：00～	市役所第二庁舎8 階801会議室	清掃関連施設整備基本計画 について	ごみ対策課減量推進係 ☎042-387-9835

締結
災害時ににおける一時滞在施設利用に関する協定を締結しました。

災害が発生、または発生するおそれがある場合、帰宅困難者が一時滞在施設として利用できる体制の構築を図るために、3月27日に、市商工会と災害時ににおける一時滞在施設利用に関する協定を締結しました。



この協定の締結により、災害発生時に帰宅困難者等が、一時的に商工会館2階を利用できるようにになりました。
☎042-387-9807

児童育成手当 新規申請は5月中に

児童育成手当は、6月支給分から審査対象所得の年度が変わり、平成28年中の所得で審査します。

平成27年中の所得が所得制限限度額を超えていた方も、6月分以降は受給できる場合があります。市内在住で、平成28年中の所得が**表1**の所得制限限度額未満の保護者の方は、申請してください。

支給対象などは**表2**のとおりです。手当は、原則、申請受付日の翌月分から支給します。6月分から受給するためには、5月31日までに申請手続きが必要です。申請方法等、詳しくはお問い合わせください。

なお、現在支給されている方は、申請する必要はありません。

☎子育て支援課手当助成係（☎042-387-9839）

表1 所得制限限度額

平成28年中の 税法上の扶養人数	児童育成手当 (育成手当・障害手当)
0人	368万4千円
1人	406万4千円
2人	444万4千円

以降1人増すごとに38万円を加算

※社会保険料控除分（一律8万円）を含む金額です
※所得額＝収入から必要経費などを差し引いた額（給与所得者の場合は給与所得控除後の金額）です
※このほか各種控除（医療費控除、寡婦控除、障害者控除等）を所得額から差し引くことができる場合があります

表2 支給対象等

区分	対象	手当の額(月額)	申請に必要なもの
児童育成手当(※)	育成手当 平成11年4月2日以降に生まれた児童を養育しているひとり親家庭などの方（父または母が重度の障がいをもつ家庭を含む）	児童1人につき 13,500円	▷印鑑▷申請者名義の金融機関の口座番号▷平成29年1月2日以降に転入した方は、1月1日に住んでいた市区町村発行の平成29年度課税(所得)証明書
	障害手当 20歳未満の心身に障がい（愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1・2級程度、脳性まひまたは進行性筋萎（い）縮症など）がある児童を養育している方	児童1人につき 25,000円	愛の手帳、身体障害者手帳または指定の医師の診断書 ほか

※児童福祉施設などに入所している児童を除きます

子ども子育て

おはなし会
(5月～6月)

毎月最終土曜日午前10時30分から(30分程度) 所公民館 緑分館内絵本や紙芝居の読み聞かせ、手遊び、パネルシアターなど **対3歳**～小学校3年生程度(保護者同伴可) **申当日** 直接会場へ **問** 図書館緑分室 (☎042-387-7302)

清里山荘自然体験教室

7月1日(土)～2日(日)の1泊2日(往復バス使用) 所市立清里山荘内自然観察と野菜収穫(じゃがいも掘り)等 **指導** 森林インストラクター 1 東京小金井支部 **対** 市内在住の小学校3年生～中学生 **定** 40人(多数抽選) **料** 4千円(食事・保険代ほか) **申** 6月5日(必着) までに、往復はがき(1人1通)に住所・本人および保護者氏名(ふりがな)・学校名・学年・性別・生年月日・保護者電話番号を

教科書展示会

明記し、小金井市立清里山荘「自然体験教室」(〒407-0301山梨県北杜市高根町清里字念場原3545-1) **☎** 0551-4814649

平成30年度に使用する小学校用「特別の教科書道徳」の教科書の展示を行います。
時 5月29日(月)～6月30日(金) **※** 図書館休館日を除く **所** 図書館本館、図書館貫井北分室 **問** 指導室指導係 (☎042-387-9887)

認可保育所を開設準備中

開設準備中

■施設名(仮称)まなびの森 保育園小金井(本町3丁目) **開設予定日** 10月1日 **対** 0～5歳 **※** 0歳児は、生後57日目から **定** 100人(内訳は左表のとおり)

■申請書等配布保育課(市役所第二庁舎3階)で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます **必要書類等**

①新規申請の方

▽支給認定申請書兼保育施設等利用申請書▽勤務証明書等現況を証明する書類▽平成28年度住民税(非)課税証明書(平成28年1月1日現在、小金井市に住民票がない場合) **※** 世帯の状況により提出する書類が異なります **②平成29年度の申請を既にされている方**

年齢	定員	年齢	定員	備考
0歳	6人	3歳	19人	※利用希望者が定員を超えたときは、一定の基準に従い、保育を必要とする高い児童から順次利用開始となります
1歳	18人	4歳	19人	
2歳	19人	5歳	19人	

■受付期間 6月1日(木)～30日(金) **※** 土曜・日曜日を除く

■申請基準 保育施設(事業者)へ利用申請できる児童は、その保護者のいづれもが、一定の要件により保育に当たることができない必要があります

■育児休業取得中で、入園が内定した方は、10月中旬に育児休業を終了していただく必要があります。育児休業取得対象児以外のお子さんも同様です

■利用料 保護者の住民税所得割額(市町村民税のみ)に準じて決定します



■必要書類を持参のうえ、直接、保育課へ。②は郵送での申請も可(受付期間内必着) **問** 保育課保育係 (☎042-387-9846)